



2025年6月24日

各 位

会 社 名 住友林業株式会社
代表者名 代表取締役 社長 光吉 敏郎
(コード1911 東証プライム)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
水野 隆
(TEL 03-3214-2270)

株式会社L e T e c h (証券コード: 3497) に対する公開買付け (第二回) の結果に関するお知らせ

住友林業株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、2025年3月28日の取締役会において、株式会社L e T e c h (証券コード: 3497、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) グロース市場、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) 及び本新株予約権 (下記「I. 本公開買付けの結果について」の「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」において定義します。対象者が所有する自己新株予約権310個 (注1) を除きます。以下同じです。) を取得することを目的として、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」又は「第二回公開買付け」といいます。) により取得することを決議し、2025年5月27日より第二回公開買付けを実施しておりましたが、第二回公開買付けが2025年6月23日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(注1) 対象者が2025年3月28日付で公表した「住友林業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は同日開催の対象者の取締役会において、対象者が所有する自己新株予約権310個の全てを消却する旨の決議を行っているとのことです。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

住友林業株式会社
東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(2) 対象者の名称

株式会社L e T e c h

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

イ 2016年7月25日開催の対象者株主総会の決議に基づいて発行された新株予約権 (以下「第1回新株予約権」といいます。) (行使期間は2019年7月26日から2026年7月25日まで)

- ロ 2016年7月25日開催の対象者株主総会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年7月26日から2026年7月25日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,725,299(株)	－(株)	－(株)
合計	1,725,299(株)	－(株)	－(株)

(注1) 第二回公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を設定しておりませんので、公開買付者は、第二回公開買付けの応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も第二回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「第二回公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 第二回公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 第二回公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により交付される対象者株式についても、第二回公開買付けの対象としております。

(注5) 第二回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第二回公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う最大数である、対象者が2025年3月17日に提出した第25期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年1月31日現在の対象者の発行済普通株式総数（4,871,638株）に、A種種類株式2,000株に係る普通株式対価の取得請求権が行使されたことにより発行された対象者株式5,742,465株及び対象者から報告を受けた同日現在残存する本新株予約権の合計である165個の目的となる対象者株式の数（16,500株）を加算した株式数である10,630,603株から、対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（47,106株）を控除した株式数（10,583,497株。以下「本基準株式数」といいます。）から、公開買付者が保有する対象者株式の数（7,290,465株）及び公開買付者が2025年3月28日付で不応募契約書を締結した対象者の第3位株主であり対象者の取締役会長である平野哲司氏並びに対象者の第2位株主であり平野哲司氏の資産管理会社である株式会社リーガルアセット（以下平野哲司氏及び株式会社リーガルアセットを総称して「本不応募合意株主」といいます。）が保有する対象者株式の数（1,567,733株）を控除した株式数を記載しております。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年5月27日(火曜日)から2025年6月23日(月曜日)まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から第二回公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第二回公開買付け期間は2025年7月7日(月曜日)まで（30営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,500円

本新株予約権 1 個につき、金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 6 月 24 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した応募数	②株式に換算した買付数
株券	1, 211, 036 (株)	1, 211, 036 (株)
新株予約権証券	0 (株)	0 (株)
新株予約権付社債券	－ (株)	－ (株)
株券等信託受益証券 ()	－ (株)	－ (株)
株券等預託証券 ()	－ (株)	－ (株)
合計	1, 211, 036 (株)	1, 211, 036 (株)
(潜在株券等の合計数)	(0 (株))	(0 (株))

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	72, 904 個	(買付け等前における株券等所有割合：68. 89%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	19, 013 個	(買付け等前における株券等所有割合：17. 96%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	85, 015 個	(買付け等後における株券等所有割合：80. 33%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	18, 808 個	(買付け等後における株券等所有割合：17. 77%)
対象者の総株主の議決権の数	48, 208 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された 2025 年 1 月 31 日現在

の総株主の議決権の数(48,208 個)です。ただし、第一回公開買付期間(以下に定義します。)中にA種種類株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使がなされており、また、第二回公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(10,583,497 株)に係る議決権数(105,834 個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者 銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
2025 年 6 月 30 日(月曜日)

③ 決済の方法

第二回公開買付期間終了後遅滞なく、第二回公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券口座へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

第二回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、2025 年 5 月 26 日付プレスリリースに記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者が実施した公開買付期間を 2025 年 3 月 31 日から 2025 年 5 月 14 日(以下「第一回公開買付期間」といいます。)とする対象者株式等の取得を目的とする公開買付け及び第二回公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手續(以下「本スクイーズアウト手續」といいます。)を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手續が実施された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式の上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。今後の具体的な手續及び実施時期等については、決定次第、対象者から速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

住友林業株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目3番2号)
株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上